

# 学校における情報モラル教育

## －「インターネットトラブル事例集」を用いて－

山岸 佑（相模原市立東林小学校）

概要：児童のスマートフォン所有率が年々高くなっている。それにより、簡単に情報を発信できるようになるとともに、SNS等のトラブルも低年齢化が進んでいる。そのため、小学校での情報モラル教育の実施は必要不可欠となっている。本実践では、総務省発行「インターネットトラブル事例集」を用いた2年間の授業実践を報告し、本校の系統立てた情報モラル教育における成果と課題について考察していく。

キーワード：インターネットトラブル事例集、系統立てた情報モラル教育

### 1 はじめに

児童を取り巻く環境が変化し、様々な情報機器が生活の中であふれ、携帯電話・スマートフォンの使用が始まる時期も低年齢化が進んでいる。そのため、児童が携帯電話やスマートフォン等を使用する中でトラブルに巻き込まれる例も少なくない。

新学習指導要領では「各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」と示されている。このことから、情報化社会を児童が安心安全に生活するために情報モラル教育は重要であることが分かる。

その一方で、情報モラル教育の必要性は感じるが指導が難しい、指導方法がわからないという教員も少なからず見られる。

そこで、総務省発行の「インターネットトラブル事例集」を活用し、学年全体で協力し、共通した授業実践による、児童の情報モラル意識の向上を図ることにした。そして、2年間を通じた実践により、見えてきた成果や課題について考察していく。

### 2 研究内容

総務省発行「インターネットトラブル事例集（平成27年度版）」を用いて、平成28年度より2年間の授業実践を行った。

本事例集は、実際に起きたインターネットトラブルに関する、次の8つのカテゴリについて代表的な事例の予防法と対処法が紹介されており、指導案もセットとなっている。

1. スマートフォン特有のトラブル
2. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ
3. ウイルスの侵入や個人情報の流出
4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺
5. 著作権法などの違反
6. 誘い出しによる性的被害や暴力行為
7. ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響
8. 犯行予告など

また、2年目（平成29年度）は、指導内容について、相模原市で作成した「情報モラル『相模原』プラン」を活用し、決定することにした。本プランには、小学校1年から中学校3年まで、「心をたがやす」「知識を身につける」という、2つのカリキュラムが示されており、系統立てた実践を行うことが可能となっている。

### 3 授業実践

本事例集 7-1 「ソーシャルゲーム上での金銭の浪費」を取り扱い、本校高学年全学級で実践を行った。児童にとって、ゲームは身近なものであり、その多くが経験をしている。スマートフォン等のゲームアプリは、ユーザー同士のコミュニケーションやアイテム課金などの要素もあり、トラブルの原因となることもあるため、本テーマを取り扱い、授業実践を行った。

#### (1) 平成28年度 第5学年

第5学年児童への事前調査では、携帯電話やスマートフォンの所持率は約3割だが、今後持つ予定の児童を含めると約8割が近い未来に携帯電話・スマートフォンを所持するという結果になった。

また、それらを所持して行ってみたいことの中には、通話、メール、SNS等のやり取りの他にゲームアプリも多く挙げた。

授業ではゲームアプリの仕組みやアイテム課金についての確認、アイテム課金をやめられず、大金を払うことになってしまった事例をもとに、その子の気持ちや、トラブルを防ぐための方法について考え、意見を伝え合った。

事例の説明では、より具体的に状況を把握しやすくするため、NHK for school「スマホ・リアル・ストーリー『無料ゲームのはずが・・・』」を視聴することで、トラブルについてよく理解し、自分の考えを伝え合うことができた。授業後の感想から、次のような意見が多かった。

- ・スマホを使うときにはルールを決めなくてはいけないと思った。
- ・ゲームに夢中になりすぎないようにしたい。
- ・困った時には大人に相談しようと思う。

#### (2) 平成28年度 第6学年

第6学年では、第5学年と同じ内容を授業参観で行い、保護者への周知も合わせることができた。その後の懇談会でも、携帯電話・スマートフォン等に対する、授業での児童の状況や考えを取り上げ、保護者と連携した指導に取り組むことができた。

### (2) 実践での成果・課題

今回の実践により、携帯電話・スマートフォン等を所持する児童が増加する段階から、学年団で情報モラル教育に取り組むことができ、各種機器の危険性についての認識を持つことができた。特に第6学年では、授業参観や懇談会による保護者への注意喚起にも繋がったのは大きな収穫となった。

しかし、必要だと思われる学年のみで情報モラルについての授業を行っていても、学校全体にその考え方が定着するとは限らず「一度指導したから大丈夫」ではなく、学校全体で繰り返し指導していくことが必要であるとも感じた。

### 4 今年度の実践に向けて

「インターネットトラブル事例集」を用いての、本校高学年での授業実践は、一定の有効性を感じることができた。それは、全学級で同じ授業を行い、全員が同じ危機感やトラブルに対処する必要性を感じることができたことが大きいと思われる。

低学年の携帯電話・スマートフォン等の所持率増加が考えられる現状では、このような学習経験を、全学年・全学級での実践を行うことが情報モラル教育には求められていると考える。

そのため、今年度は、本事例集と合わせ、相模原市作成「情報モラル『相模原』プラン」を元にした「情報モラルハンドブック2017」を活用することで、学校全体で、系統立てた情報モラル教育を実施し、その必要性についても明らかにしていきたいと考える。

### 参考文献

- 1)「インターネットトラブル事例集」(総務省)
- 2) NHK for school  
「スマホ・リアル・ストーリー」
- 3)「情報モラルハンドブック2017」  
(相模原市教育委員会)